

建設業者の合併等に係る支援策について

平成 16 年 3 月 24 日財政局理事決裁
平成 24 年 10 月 1 日一部改正

企業の体質強化等を目的とした建設業者の合併等について、札幌市の中小企業の育成を図るため競争入札参加資格において積極的に支援することが必要であると考え、競争入札参加資格（工事）を有する建設業者の合併等に係る支援策として、資格審査等の取扱いを次のとおり定めるものとする。

1 用語の定義について

- (1) 合併存続会社 合併によりその一方が存続した場合における存続会社をいう。
- (2) 合併新設会社 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社をいう。
- (3) 合併消滅会社 合併により消滅した会社をいう。
- (4) 客観的評定点 経営事項審査結果に基づき、登録工種毎に算出した点数をいう。
- (5) 総合点 客観的評定点に主観的評定点を加算した点数で、等級の格付を行う点数をいう。
- (6) 審査基準日 ア 合併届を受理した日をいう。
イ 合併届を受理した日より後の定時登録等の入札参加資格申請においては、当該登録の参加資格の有効期間の初日をいう。

2 競争入札参加資格審査について

- (1) 合併存続会社及び合併消滅会社（以下「合併当事者」という。）が次の各号のすべてに該当する場合、資格審査を行う登録工種の客観的評定点の 15% を総合点に加算する。
 - ア 合併当事者のすべてが市内業者（建設業許可における主たる営業所が札幌市）であること
 - イ 合併契約書の合併日から審査基準日までの期間が 5 年以内であること
 - ウ 合併当事者のすべてが合併日において、連続して 2 年以上本市競争入札参加資格者（工事）（以下「参加資格者」という。）であること
 - エ 合併当事者のすべてが合併日において、登録工種を有すること又は当該登録工種を有していない場合であっても、当該登録工種を有するための資格要件（建設業許可及び経営事項審査通知書で当該登録工種総合評定値（P 点）を請求し、その通知を受けていること）を満たしていることと認められること
 - オ 入札参加資格申請時又は合併届提出時に申請書（別紙）により上記加算を希望する者であること
- (2) (1) の加算を行った登録工種の総合点に基づき、等級格付の審査を行った結果、上位等級となる場合において、上位等級を希望しない者の総合点は、加算前の格付等級の最高点とする。また、格付等級が 2 等級上位となる場合において、上位等級を希望する者の格付等級は直近上位等級とし、総合点は当該等級の最高点とする。

3 競争入札の参加について

合併存続会社又は合併新設会社が上記 2 の参加資格審査において、総合点の調整を行い格付等級が上位と認められる登録工種について、次の入札方式による競争入札で、直近下位の格付等級（総合点の調整を行う前の格付等級）に参加することができる。

- ア 制限付一般競争入札
- イ 公募型指名競争入札
- ウ ア、イ以外の受注意欲を反映した競争入札

4 事業（営業）譲渡の取扱いについて

前 2 項は、参加資格者が合併と同等と認められる事業（営業）の全部譲渡を行った場合についても適用する。

5 適用日

この取扱いは、平成 24 年 10 月 1 日から適用する。

ただし、適用日以前に合併届を受理したものの取扱いについては、なお従前の例による。